



選挙・議会

選挙制度

問選挙管理委員会(総合行政委員会事務局内) ☎32-6004

選挙権とは

日本国民で満18歳以上の人は選挙権を有しますが、選挙権があっても選挙人名簿に登録されていないと選挙のときに投票できません。同一の市町村に引き続き3カ月以上住んでいることが条件です。選挙の際は投票所入場券を送付しますので、投票所・投票時間を確認してください。

期日前投票・不在者投票

投票日当日に仕事、用事、旅行、冠婚葬祭、事故、病気、けが、出産などの理由で投票できない人は前もって投票ができます。身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持ち、障がい程度が要件を満たす人、または介護保険法上の要介護5の人は、郵便で不在者投票ができます。指定された病院、施設などに入院(入所)している人は、施設の管理者の下で、不在者投票ができます。

町議会のしくみ

問議会事務局 ☎32-2655

町議会とは

▶ 会議の開催

みやこ町議会は、毎年3月、6月、9月、12月の年4回開催される定例会と必要に応じて開催される臨時会があります。会議の招集は町長が行いますが、会期(会議の期間)は議会が決めます。

▶ 本会議

本会議は、議員全員が議場に集まって議案などを審議し、町議会の最終的な意思を決める会議です。町長が議案について提案理由を説明したり、議員が議案や町の仕事についての質問や意見を述べるのもこの会議です。

▶ 委員会

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会があります。

常任委員会は、議会の予備審査機関で町の課の業務に合わせ所管事項を決め、専門的に審査します。

議会運営委員会は、議長の諮問や議会の円滑な運営を行うために置かれています。

特別委員会は、特定事項について必要がある場合に議会の議決で設置され、目的が終われば閉じられます。

議員定数

条例定数 14人 現員数 14人
任期は4年です。

傍聴のご案内

問議会事務局 ☎32-2655

本会議の傍聴

本会議を傍聴される人は、本会議当日にみやこ町役場3階にお越しください。予約は不要です。傍聴人の定員は26人です。

本会議の様子は、みやこ町ホームページまたは本庁舎・各支所・伊良原コミュニティセンターのロビーでご覧いただけます。

傍聴の手続き

傍聴を希望する人は、3階議場入口で傍聴人受付簿に氏名などを記入し、入室してください。

※詳しくはホームページをご覧ください。

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

段差のないUDブロック

段差がないから安全に歩ける



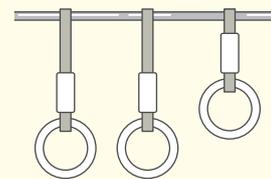
杖を持った人や車椅子・ベビーカーもスムーズな通行ができます。

路面誘導サイン



車いすの人や子どもの低い目線でも見やすいように歩道に設置。

高さの違うつり革



身長の高低に合わせて使える高さの違うつり革。

